



平成 29 年 8 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役会長兼社長 石川 隆一
(コード番号 7719 東証第2部)
問合せ先 執行役員 管理部長 石見 紀生
(TEL. 03-5207-6760)

**平成 30 年 2 月期第 1 四半期決算短信の公表および平成 30 年 2 月期第 1 四半期報告書の提出
ならびに過年度の決算短信等の訂正版の公表および過年度の有価証券報告書等の訂正報告書
の提出に関するお知らせ**

当社は、本日、発表を延期させていただいておりました平成 30 年 2 月期第 1 四半期決算短信を公表するとともに、提出期限延長申請に係る承認を受けておりました平成 30 年 2 月期第 1 四半期報告書を関東財務局に提出いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

また、平成 29 年 8 月 14 日付「過年度の有価証券報告書、四半期報告書および決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、過年度の決算に訂正すべき事項があることが判明したことから訂正作業を進めておりましたが、下記のとおり、本日付で過年度の決算短信等の一部を訂正し公表するとともに過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしますので、お知らせいたします。

今回の訂正による過年度業績への影響につきましては、別紙に記載のとおりであります。

なお、訂正後の財務諸表等につきましては、当社の会計監査人である R S M 清和監査法人による監査等を受けており、改めて監査報告書等を添付しております。

記

1. 本日公表の四半期決算短信および決算短信・四半期決算短信等の訂正版

(1) 四半期決算短信

平成 30 年 2 月期 第 1 四半期決算短信 (自 平成 29 年 3 月 1 日 至 平成 29 年 5 月 31 日)

(2) 決算短信の訂正版

平成 29 年 2 月期 決算短信 (自 平成 28 年 3 月 1 日 至 平成 29 年 2 月 28 日)

(3) 四半期決算短信の訂正版

① 平成 29 年 2 月期 第 2 四半期決算短信 (自 平成 28 年 3 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日)

② 平成 29 年 2 月期 第 3 四半期決算短信 (自 平成 28 年 3 月 1 日 至 平成 28 年 11 月 30 日)

2. 本日提出の四半期報告書および訂正報告書

(1) 四半期報告書

四半期報告書 第 112 期第 1 四半期 (自 平成 29 年 3 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日)

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

有価証券報告書 第 111 期 (自 平成 28 年 3 月 1 日 至 平成 29 年 2 月 28 日)

(3) 四半期報告書の訂正報告書

① 四半期報告書 第 111 期第 2 四半期 (自 平成 28 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日)

② 四半期報告書 第 111 期第 3 四半期 (自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 28 年 11 月 30 日)

3. 決算発表の延期および過年度決算訂正の経緯

当社は、当社の中国子会社である無錫三和塑料製品有限公司（以下「無錫三和」といいます。）の元役員（当社元執行役員）および元幹部社員が不正行為を行っていた疑い（以下「本件疑義」といいます。）が発覚し、平成30年2月期第1四半期の決算の確定ができない状況となったことから、平成29年7月14日に本件疑義の全容解明のため、外部の有識者等を構成員に含む調査委員会を設置し調査を進めた結果、平成29年8月14日に同委員会から中間報告書を受領し、本件疑義と関連し、無錫三和において平成28年6月から平成29年3月にかけて計上された売上の一部について、製品の出荷の事実が認められず、少なくとも企業会計上は収益認識が認められない架空売上があったこと、同社の平成28年9月末、同年12月末および平成29年3月末の貸借対照表において、仕掛品の帳簿残高が過大計上されていたこと、平成28年12月末時点において、本件疑義との関連が疑われないものも含め、実質的に回収不能または回収困難と認めざるを得ない債権があったこと等が判明したことから、平成29年2月期第2四半期以降の財務報告において訂正を要する事項があると認め、過年度の会計処理等を訂正すべきであると判断いたしました。

4. 再発防止策について

当社は、上記の決算発表の延期および過年度決算の訂正に至った要因は、当社の無錫三和に対するマネジメントに不備がありモニタリングが不十分であったこと、無錫三和内部において牽制機能が働かずコンプライアンスが徹底されていなかったこと、当社の海外子会社に対する内部監査が十分でなかったこと等によるものと判断いたしました。

当社といたしましては、過年度決算の訂正および決算発表の遅延が株主の皆様をはじめ関係各位に多大なるご心配とご迷惑をお掛けするものであることを深く反省し再びかかる事態が起ることのないようにするために、以下のとおり再発防止策を策定・実行し、皆様の信頼回復に努める所存であります。また、当社は、本件疑義に関し、本年10月中を目途に、調査委員会より再発防止策の提言を含む最終報告書の提出を受領し、同委員会の提言を受けて改めて対策を強化する予定であります。

- (1) 当社からの人材派遣による無錫三和の統制の強化
- (2) 相互牽制機能の強化を目的とした無錫三和における組織・人事再編
- (3) 無錫三和におけるコンプライアンス・社内ルールの順守の徹底
- (4) 無錫三和の各業務工程における決裁・運用管理プロセスの改善および明瞭化
- (5) 海外子会社に対する内部監査体制の強化・拡充

以上

(別紙)

(単位：百万円)

期 間	項 目	連 結		
		訂正前(A)	訂正後(B)	影響額(B-A)
第 111 期 平成 29 年 2 月期 第 2 四半期 累計期間	売上高	2,657	2,631	▲ 26
	営業利益	174	148	▲ 26
	経常利益	155	129	▲ 26
	四半期純利益	123	97	▲ 26
	総資産	4,172	4,172	—
	純資産	1,618	1,594	▲ 24
第 111 期 平成 29 年 2 月期 第 3 四半期 累計期間	売上高	3,721	3,685	▲ 36
	営業利益	216	152	▲ 64
	経常利益	189	125	▲ 64
	四半期純利益	140	76	▲ 64
	総資産	4,345	4,304	▲ 41
	純資産	1,570	1,511	▲ 59
第 111 期 平成 29 年 2 月期 通期	売上高	5,122	4,988	▲ 134
	営業利益	240	13	▲ 227
	経常利益	220	5	▲ 215
	当期純利益	165	△ 49	▲ 214
	総資産	4,821	4,586	▲ 235
	純資産	1,646	1,426	▲ 220

※ 影響額につきましては、昨日公表の「調査委員会の中間報告書の受領に関するお知らせ」に記載の本件疑義に係る連結純資産に対する影響額に、本件疑義との関連は疑われないが調査の過程で判明した訂正すべき事項の影響額を加えております。また、「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」に基づく会計処理に伴い、為替換算による調整額が発生しております。